

令和3年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和3年9月30日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第39号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第40号議案 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第43号議案 字の区域の変更について
- 第44号議案 和解について
- 第45号議案 工事の請負契約について（鷺田住民広場整備工事）
- 第46号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）
- 第47号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 第48号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第49号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第4号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情

- 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第7号 消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情
- 陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書
- 陳情第11号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君
監 査 委 員 山 下 力 君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

9月16日の決算特別委員会での質疑に係る要求資料につきまして、本日、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 伊澤伸一君、6番 黒木 一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの22件と陳情第2号から陳情第11号の10件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和3年9月30日

議長 足立初雄様

委員長 杉浦あきら

令和3年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第39号 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

押印を求める手続等の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 字の区域の変更について

幸田駅前土地地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 和解について

幸田町立学校の教諭との和解及び損害賠償の額の決定をすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）

消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款・55款・70款

第1条、歳入全部6,936万8,000円追加。歳出、15款総務費1,907万1,000円追加、55款教育費1,324万8,000円追加、70款諸支出金2,066万4,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出6,300万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

国に対し、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実現することを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、「公共サービス基本法」第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社

会を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、人間らしく8時間働いて暮らせる雇用・労働条件を整備することを始め、10項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、住民の暮らしと命、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回することを始め、3項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充することを始め、6項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、消費税率を5%に引き下げることの意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情

愛知県に対し、公立学校に「1年単位の変形労働時間制を導入するための条例制定をおこなわないことを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

国に対し、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する町独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和3年9月30日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和3年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第41号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

逆川集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 工事の請負契約について（鷺田住民広場整備工事）

鷺田住民広場整備工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・30款・35款・45款

第1条、歳出、20款民生費1,866万3,000円追加、25款衛生費485万円追加、30款労働費200万円減額、35款農林水産業費180万円追加、45款土木費3,440万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出328万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出6,448万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出1,650万円減額、第2条、地方債限度額590万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第11号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引上げを行い、離職しない障害・介護・保育所職場を実現することを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、藤江君。

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

決算特別委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和3年9月30日

議長 足立初雄様

委員長 藤江 徹

令和3年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額229億8,592万5,299円、歳出総額220億3,407万1,782円、差引額9億5,185万3,517円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億1,580万500円、歳出総額2億9,513万5,359円、差引額2,066万5,141円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額30億7,431万3,305円、歳出総額30億6,602万6,366円、差引額828万6,939円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額4億6,984万1,570円、歳出総額4億6,905万970円、差引額79万600円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額20億7,113万9,439円、歳出総額20億1,170万7,168円、差引額5,943万2,271円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2億6,598万5,978円、歳出総額2億5,098万5,978円、差引額1,500万円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億4,763万7,905円、歳出総額3億4,763万7,905円、差引額0円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

収益的収入8億7,482万2,600円、収益的支出6億9,567万6,705円、資本的収入6,815万3,407円、資本的支出3億1,508万4,535円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について

収益的収入6億6,556万5,126円、収益的支出6億5,718万5,974円、

資本的収入3億863万2,400円、資本的支出3億8,195万1,218円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案22件と陳情10件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） それでは、議題になっております案件につきまして、反対の立場から討論をしてみたいと思います。

第39号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、デジタル関連法によって自治体の個人情報保護の仕組みやマイナンバーカード利用拡大など共通する内容であり、併せて反対の立場を明らかにするものであります。

個人情報保護制度は、これまで各自治体で制定された条例と個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律によって運用されてきました。しかし、個人情報をもうけのタネとして企業の利益につなげたい政府は、デジタル関連法で制度を一元化をしてみました。9月1日にデジタル庁が発足し、行政機関などが持つ個人情報を企業のもうけに利活用することを主なものとし、政府全体のデジタル化政策の司令塔となり、首相が組織の長となり、強い権限を持つものであります。

デジタル関連法が個人情報を大規模に集める手段としているのが、マイナンバー制度

の利用拡大であります。政府が管理運営するウェブサイト、マイナポータルで行政手続の利用を促し、そこを入り口にして集まる個人情報を利用に回します。集積した情報は攻撃されやすく、巨大システムになるほど情報漏えいの危険があります。国民にマイナンバーカードを押しつけるやり方はやめるべきと主張し、反対するものであります。

認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入229億8,592万5,000円、歳出220億3,407万1,000円で、繰越明許費を引くと実質収支額は8億4,733万3,000円の黒字計上であります。令和2年度の当初予算額は176億6,000万円でありましたが、この1年間、新型コロナウイルス感染症の対策中心の町政運営となったもので、全町民への特別定額給付金、前倒しのGIGAスクールなどの緊急経済対策を盛り込み、一般会計総額が跳ね上がったものとなっております。世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、経験したことのない取組が求められ、暮らしを守る、営みを支援する、感染拡大を防ぐ施策の取組、コロナ禍による町民への支援など、その時々に応じての取組は一定の評価をするものであります。しかしながら、一方で、議会から意見書の提出や附帯決議でも明らかなように、独断専行の町政運営に対しては賛成できないものであります。

まず、藤田医科大学病院岡崎医療センターへの5,000万円の支出は、岡崎市と協議もせず独断で合意もなく財政支援することは拙速ではないでしょうか。総合病院のない幸田町にとって、町の病院としての役割を持ってもらうという考えは改めるべきであり、協力体制を築くことではないでしょうか。

空き家対策としての幸田駅前銀座の空き店舗、荻の古民家は、住民合意の下で進めるべきであります。税金の無駄遣いとも受け取られる進め方であります。

ふるさと寄附金は変動するものであり、依存すべき財源ではありません。税収補填ではなく、用途は明確にすべきであります。

法人町民税の一部国税化で6%へと税率が引き下げられ、自主税源の打撃となっており、今こそ資本金10億円以上の大企業には超過課税の実施で応分の負担を求めるべきであります。

スーパーシティ構想は、民間企業がもうけのために制約なく活動することを狙うまちづくりであり、プライバシーの侵害や監視社会になることが懸念をされます。一度決まると後戻りができません。再提出はやめるべきと指摘するものであります。

コロナ禍による生活困窮世帯が増えており、低所得者など社会的に弱い立場にある人ほど大きな影響を受ける消費税、税率を5%から8%、10%へと引き上げられ、個人消費は伸び悩み、地域経済は落ち込んでおります。消費税率は5%に戻すべきと主張するものであります。

今決算において不用額が14億529万5,218円にのびます。適正な予算把握に努め、町民要望に応えるべきと指摘するものであります。

新型コロナウイルス感染から命を守るため、ワクチン接種と幅広いPCR検査を実施し、安心して暮らすことができるように、今、地方自治体の役割は重大であります。住民福祉の増進、町民の命と暮らしを守る地方自治の本旨に沿った町政運営を進めるためにも指摘したことが、新年度の予算編成や今後の町政に活かされるように申し上げ、反

対討論といたします。

認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年3月末現在の国民健康保険の加入世帯数4,346世帯、被保険者数7,199人で、前年度より加入者が減少している結果となっています。平成30年度から都道府県単位化で愛知県に財政運営の責任を移し、市町村の国保事業をコントロールさせているものであります。運営に必要な費用は、納付金という形で県に割り当てられることになり、その際併せて標準保険料率が示されます。国は、6年かけて国保税を統一化しようとしております。一般会計からの財政支援、法定外繰入もやめさせる方向であります。これでは国保税の引上げがますます強められるばかりであり、払いたくても払えない国保制度になってしまいます。保険者努力支援制度として国が財政支援してきたものが国保税の引下げとならず、基盤安定のためとして基金に積み立ててきた結果、4億2,379万3,000円にもものぼる基金残高となっております。県下で9番目に高い国保税は、基金を活用して引き下げるべきではないでしょうか。コロナ禍において、個人事業主への傷病手当金拡充や見舞金制度創設、18歳以下の子どもの均等割、子育て視点の観点から廃止を求めて、反対討論といたします。

認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。後期高齢者医療保険は、75歳以上の高齢者全員が市町村の国民健康保険や協会けんぽ、組合健保などから切り離されて加入する制度であります。保険料は2年ごとに見直し、負担増を図るものです。さらに来年度後半から、現行1割の窓口負担を2割負担の導入を図るなど、高齢者への負担増と75歳以上という年齢で区別する医療保険制度に反対であります。

認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、2000年に介護保険制度が発足したときは、家族で担ってきた介護を広く社会共通の課題として認識し、介護の社会化として介護サービスが行われてきましたが、介護保険の改悪によって、要支援1・2の介護保険給付外しを実施し、専門職による介護ではなく総合事業へと移行させ、多様な担い手として基準緩和型サービスやボランティア主体など安上がりのサービスへと介護外しを進め、次は要介護1・2の生活援助を総合事業に移行させる計画であります。特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上とし、今年8月からは介護保険施設に入所する低所得者の食費・居住費を補助する補足給付の改悪で、資産要件・収入要件を引き下げ、負担増を押しつけました。これによって介護保険施設に入所している低所得の高齢者の負担は月4万以上にも負担増となっております。介護給付抑制策を取っているのは明らかであり、保険あって介護なしであります。安心して介護が受けられるようにすべきと求めて、反対討論といたします。

令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について、この3つの会計につきましては、会計における消費税増税に対する反対であります。

以上で、討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番、鈴木君。

〔4番 鈴木久夫君 登壇〕

○4番（鈴木久夫君） 認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場から討論いたします。

初めに、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療や経済にとどまらず、私たちの生活様式や価値観に至るまで社会に多大な影響を与えています。この感染症に対して、対応と防止のため日々懸命に取り組まれている町当局を初め、医療機関など関係者の方々に対して感謝をいたしているところでもあります。町におかれましては、引き続き感染症収束に向けて御尽力をお願いいたします。

幸田町の令和2年度一般会計の決算状況ですが、歳入総額で229億8,592万5,000円、歳出総額では220億3,407万1,000円で、形式収支は黒字の9億5,185万4,000円、実質単年度収支も1億5,520万9,000円余りの黒字決算となりました。しかし、本町は、自主財源としてふるさと納税の寄附金に依存せざるを得ない状況があります。この寄附金については、皆さん御承知のとおり、歳入の安定した財源であるとは言い難いものであります。

安定した自主財源の基本となるのは、やはり固定資産税や町民税などの町税であると思います。幸田町は、この町税収入確保のためにこれまで多くの企業誘致をし、そして、住宅開発などによって人口を増やしてまいりました。財源を増やすということは、一朝一夕にはもちろんできません。これからも企業誘致や住宅開発など政策を強力に推進して、町税の増収を図っていただき、加えて人口や町内の企業従事者数も増えれば地方消費税交付金などの増収にもつながり、安定した財源の比率も高まってまいります。さらなる御努力をお願いいたします。

令和2年度の各事業の予算執行は、コロナ禍での事業実施ということで計画どおりとはいかなかったと思いますが、最小の経費で最大の効果を上げるということを基本にされ、幸田町発展のための先行投資を含めた行財政運営が行われたものと思っております。ただ、毎年度増大していきます人件費あるいは扶助費など義務的経費の比率も高く、福祉・教育にも多額な費用がかかっております。また、新たにごみ処理施設の負担など広域行政での町負担も増大してまいります。幸田町の今後の財政事情を考慮しますと、今まで以上に事業の計画性や事業の選択と集中、その視点が重要かと思えます。今までの実施事業を評価する中で、次年度に向けてあまり効果が出なかった事業は削減や見直しも検討いただきたいなと思えます。いずれにいたしましても、収入の予測や分析を基本にされ、歳出の予算編成に心がけていただければ幸いです。

これまで幸田町は財政力のある豊かな町として町内外から認識をされており、町も多くの公共事業、特に上下水道、道路、公園、区画整理や年間50万人もが利用するハッピーネス・ヒル・幸田の建設などを推進してまいりました。今後は、既存公共施設の老朽化対策として、施設の長寿命化を図るために計画的な整備、また更新の時代に入っています。そのためにも計画的な目的基金への積立ても必要であり、被災管理を含め公共施設の老朽化対策に備えていただきたいと思えます。

本町の人口規模ならではの行政サービスをさらに充実させ、町民に身近な行政、町独自の小回りのきく行政を発展させ、持続可能な町として存続させてください。コロナ禍で大変ではありますが、当局におかれましては、町職員の英知を引き出して、自信と誇りを持ってさらなる町の発展に御努力していただくことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

〔4番 鈴木久夫君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

5番、伊澤伸一君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） 認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

一般会計における令和2年度の決算は、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は8億4,733万3,000円であります。一見大幅な黒字で、何ら問題がないように思われます。しかし、中身をよく見てみますと、心配な部分が多々見受けられます。

歳入のうち、8億7,916万4,000円は前年度からの繰越金であります。前年度からの繰越金がなかったとした場合の実質単年度収支は、3,183万1,000円の赤字であります。さらに、財政調整基金から7億8,037万7,000円繰り入れていきますので、令和2年度中の実際の財源不足額は8億1,220万8,000円になります。財政力指数が1.03で裕福な町であるにもかかわらずであります。その上、財政力指数に反映されないふるさと納税が約27億円もあります。この27億円という金額は、全ての幸田町民が本町に納めていただいた個人の町民税の収入額とほぼ同じであります。大変な額であります。市町村民税は、住んでいる自治体から受けるサービスの対価として所得に応じて居住自治体に納める税であります。近年のふるさと納税は、制度創設当初の支援をしたい市町村に寄附をする崇高な理念から大きくかけ離れ、返礼品で寄附を奪い合う異常な状態であります。恒久的な制度として定着するとは到底思えません。これを安定財源のように、毎年、町民税と同程度の寄附が頂けると期待し事業を進めていくことにとても心配し、将来を危惧するものであります。

次に、歳出の問題点を御指摘をいたします。

令和2年度には、多くの新規事業に取り組みました。コロナ対策で必要な事業もあったわけではありますが、一方で、効果や手法に疑問がある事業も多くありました。

大きな1点目は、幸田町が単独で実施主体として行うべきであったかどうか、改めて検証すべき事業がありました。藤田医科大学岡崎医療センターは、岡崎市と一緒に誘致をしました。総合病院のない本町にとって、近くに建設されたことで多くの町民の方が入通院で利用されています。そのことは大変結構なわけですが、5,000万円寄附することの必要な理由にはなりません。当病院は、学校法人の経営であります。寄附や運営補助の要請もないのに、なぜ幸田町単独での寄附になったのか、理解に苦しみます。経営助成が必要ならば、誘致をされた岡崎市と一緒に行うべきではなかったのではないかと思います。

さらに、金額は大きくはありませんが、地元産業の活性化、三河地方のPRを目的と

された三河木綿マスクの作成がされました。果たして幸田町の産業の活性化、支援に結びついたと言えるのでしょうか。三河地方をエリアとして、一自治体である幸田町が単独で事業を行うのは、住民福祉の向上を目的とする地方自治の本旨を逸脱しております。

次に、大きな2点目として、個別な個人等の関わりで進められた事業についてであります。姉妹都市島原市とゆかりの版画家であることを理由とした小崎侃氏の版画展や広報表紙作成委託、奥三河3町村交流の編集を委託をされたのも、委託先として特定の個人ありきで進められた事業と言えるのではないのでしょうか。特命随意契約で行うこの手法は、適切な契約金額の設定、成果品の質、事業の必要性等で問題があると言えます。個人ではありませんが、福祉医療ゾーン開発構想委託事業も同じであります。

大きな3点目として、社会実験として行われている藤田医科大学岡崎医療センター直行タクシーと豊坂学区で行われているデマンド型交通事業であります。そもそも社会実験は、本格的に実施する際の需要や課題、問題点を把握するために行われるものと私は承知しております。本町の2つの社会実験は、本来の目的から大きくかけ離れ、利用者の増加を目指して行われており、私には到底理解できません。季節によって大きく変動がある場合には、通年を一つのサイクルとして行うことも考えられますが、本件はその必要性もないものであり、最低3か月程度である程度のデータ集約が可能であったのではないのでしょうか。税金を使って社会実験を行っているのに、結果の中間報告もされないことが許されるのでしょうか。ほとんど利用者がなく、空のタクシーを毎日繰り返し運行されたことが、町民の理解を得られるのでしょうか。最低限のレポートも出されない事業に合格点を与えられるわけがありません。

次に、大きな4点目は、拙速な行政運営を危惧するものであります。令和2年度は、昨年までの総合計画・実施計画に記載されていなかった大事業の種がまかれた年でもありました。

北部地区では福祉医療ゾーン構想の作成、南部地区ではスーパーシティ構想が国に提案されています。これらの巨大プロジェクトが本町の財政にどのように影響するのか、概略の事業費試算も示されない中で、さらに開発が許可される可能性も不明なままで対外的にもどんどん進められていきつつあることに、私は大きな危惧を抱いています。霧で視界不良のときは、霧が晴れるまで待つこと、暗くて周りが分からないときは、明るくなるのを待つ。これが安全に町民を導く者の責任ではないのでしょうか。私は、これらに何が何でも反対するわけではありません。よく分からないままで事が進み、気がついたときには後戻りもできないところまで進んでしまうことを危惧しています。莫大な事業費が町民福祉の後退の元にならないことが判明するまで、私は賛成することはできません。その意味では、中央公園へのおしゃれカフェの公募を事業者側へのヒアリングで見合わされたことは、これは大いに評価をするものであります。

最後になりますが、令和2年度の一般会計決算認定に当たり、歳入ではふるさと納税制度について指摘をいたしました。歳出では、大きく4点にわたり、私がなぜ問題視するのか申し上げました。特にこれらの多くが財政を所管する企画部で行われたことも、必要性に疑問符がつく原因であります。

ふるさと納税制度は、菅総理が総務大臣時代に創設された制度であります。その後、

高市早苗、野田聖子総務大臣のときに現在の問題点を多く抱えた制度に成長させてしまいました。昨日の自民党総裁選挙において菅総理が支持した河野太郎氏、高市、野田前総務大臣を破り、岸田文雄氏が新しい自民党総裁に選出されました。これにより、ふるさと納税制度が見直される可能性が高まったのではないのでしょうか。その場合、本町にとってはマイナスになることは間違いありません。来年以降の動向によっては、予定していたことができなくなることが心配されます。今の財政運営は、歳入歳出ともに不確定な要素を抱え、とても危険な状態であります。厳しい言い方になりますが、不要不急な支出は見直して、町民全体の福祉の向上のために予算が使われるべきであると申し上げ、反対討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情に対して、賛成討論をしてみたいです。

公共サービスの質の保持や官製ワーキングプアの解消のためには、公契約法を制定することによって、公契約事業従事者の適正賃金と労働条件雇用の安定が図られます。陳情の趣旨を酌み取り、国に対して早期に公契約法の制定を求める意見書の提出を求めるものであります。

次に、陳情第4号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情であります。1990年代以降、歴代政権が労働法制を改悪した結果、使い捨てにされる労働者が増え、多くの非正規労働者が低賃金、不安定な雇用となっています。とりわけコロナ危機は、非正規労働者、女性、学生に大きな犠牲を負わせております。人間らしく8時間働けば普通に暮らせる社会、人間らしく働けるルールを作るためにも、この陳情に対して賛成するものであります。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情です。非正規公務員の処遇改善を目的に会計年度任用職員制度が2020年から導入されましたが、賃金は低水準となっております。また、非常勤職員は、3年で雇い止めされるなどの不安定雇用であります。正規化による人員体制で住民の安全・安心を支える行政サービスを行うためにも、この陳情に賛成します。

陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情であります。地方財政計画は、新年度の地方自治体全体の歳入と歳出の見込額を国が見積もり、標準的な行政運営に必要な一般財源総額を確定し、地方税の収入で不足する分を補う地方交付税の総額を決めるという役割を果たしております。国の制度創設や社会保障の自然増などで一般会計は伸びていますが、地方自治体の財政は楽になっていません。本来は国で負担すべきものが交付税対応になっていたり、不交付団体では一般財源化のため手当されておりません。国の施策に必要な財源は、国の責任において確保すべきであり、この陳情の地方財政の拡充を求めることについて賛成するものであります。

陳情第7号 消費税率5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書であります。消費税は、どんなに生活が困っていても払わされる過酷な税金であります。消費税は社会保障のためとって導入をされましたが、社会保障は年々改悪され続け、前安倍政権が強行した消費税増税は地域経済を冷え込ませ、さらにコロナ危機の下で格差と貧困が深刻化しています。2020年度の税収実績は60.8兆円と過去最高で、コロナ危機で経済が落ち込む下で税収が増えたその要因は、消費税10%の増税でありました。消費税の増収は2.6兆円で、税収のトップであります。消費税に頼るのではなく、富裕層と大企業に応分の負担をさせ、消費税は5%に減税すべきであります。よって、この陳情に賛成するものであります。

陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情であります。2019年12月に発表された文科省の調査では、月45時間以上に残業している教職員の割合は、小学校で53%、中学校で67%で、教職員の長時間勤務は深刻な現状が続いています。2019年に成立した給特法改正で導入される1年単位の変形労働時間制は、勤務時間管理の徹底、残業上限付45時間、年360時間とするガイドラインの遵守が必要とされていますが、現状ではとても導入の前提ではありません。平均1日11時間勤務を強いられ、時間外労働を規制する手段を奪われている教員への導入は一層の長時間労働を拡大させるおそれがあります。国会論戦でも、上限ガイドラインが遵守できていない状況が続いた場合は、その活用の指定をやめると答弁しており、条例制定ではなく長時間勤務を解消することであり、この陳情に対して賛成するものであります。

陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書であります。愛知県の高校教育は、3人に1人が私学に通わざるを得ない定員枠となっており、経済的に余裕がない中でも私学に通い、また私学は公立高校と同じ公教育を担っております。公私格差を少しでも解消するため、年額1万2,000円の授業料助成を行っていますが、制度創設以来、額は据え置かれたままであります。近隣と同じように引き上げるように求めて、賛成討論といたします。

陳情第11号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情です。パートタイム・有期雇用労働法の改定により、同一企業内において正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇格差をなくす同一労働・同一賃金が、2020年4月1日から義務づけられました。しかし、国は、保育の公定価格や障害者や介護福祉の報酬単価に必要な財源を措置していないだけでなく、配置基準も最低で劣悪な労働環境であります。これによって慢性的な人手不足となっております。深刻な人手不足や雇用環境を改善することが解決の道であり、抜本的な対策を進める上でもこの陳情の趣旨を酌み取り、国に対して意見書を提出されるように求めて、賛成討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時18分

○議長(足立初雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案22件と陳情10件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第39号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４２号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４３号議案 字の区域の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４３号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４４号議案 和解について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４４号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４５号議案 工事の請負契約について（鷺田住民広場整備工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４５号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４６号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４６号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４７号議案 令和３年度幸田町一般会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４７号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４８号議案 令和３年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第2号は、採択することに決しました。

次に、陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員

長報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 消費税率5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第9号は、採択することに決しました。

次に、陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第11号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） それでは、議員提出議案第1号、第2号の朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和3年9月30日

提出者	幸田町議会議員	杉浦あきら
賛成者	幸田町議会議員	廣野房男
	〃	石原昇
	〃	都築幸夫
	〃	鈴木久夫
	〃	水野千代子
	〃	笹野康男

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや小学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな

指導体制の整備のために、744人の定数設置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で触れられるにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 足立初雄

(提出先)

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛

続きまして、議員提出議案第2号のほうの朗読をさせていただきます。

議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和3年9月30日

提出者	幸田町議会議員	杉浦あきら
賛成者	幸田町議会議員	廣野房男
	〃	石原昇
	〃	都築幸夫
	〃	鈴木久夫
	〃	水野千代子
	〃	笹野康男

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、昨年度、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この10年間で、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 足立初雄

（提出先）

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 宛

以上で、報告を終わります。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案2件について質疑を行います。質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願

いたします。

まず、議員提出議案第1号について、質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。
次に、議員提出議案第2号について、質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより、議員提出議案2件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。
次に、議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これによって、令和3年9月1日招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時51分

○議長（足立初雄君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和3年第3回の幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日までに至る30日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議及び委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、十分に留意をいたし、町政の推進に生かしてまいります。

また、令和2年度の決算についても認定をいただき、ありがとうございました。議員の皆様方から幅広く多分野にわたりいただいた的確な御意見等を真摯に受け止め、今後生かしてまいり所存でございます。

一般質問につきましては、7名の議員の方々からいただきました、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告と御連絡を申し上げたいと思います。

1点目であります。まずは、台風16号への影響についてでございます。

気象庁の発表によりますと、大型で非常に強い台風の16号につきましては、日本の南を北上し、30日以降、次第に進路を北東に変えまして、10月1日頃には非常に強い勢力で伊豆諸島にかなり接近する見通しであります。台風の接近によりまして、10

月1日頃は東日本太平洋側での暴風及び大雨となるおそれがございます。暴風・土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水・氾濫に警戒が必要であります。今後の気象情報に留意し、災害に対する備えなど確認をしていただくようお願いをしますのでございます。

2点目につきましては、自民党総裁選についてであります。昨日の自民党総裁選で岸田文雄氏が新総裁として選出されました。10月4日以降、新内閣が組閣される見通しでございます。今後の政策に注視をしてみたいと思っております。

3点目、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。政府は、一昨日、全国19都道府県に発令中の緊急事態宣言について、本日の30日をもって解除することを決定いたしました。解除後は、まん延防止等重点措置への移行も行われないこととなっております。宣言解除は、いずれの地域も新規感染者数が減少し、病床使用率など医療逼迫状況も改善されていると判断されたことからの措置であります。解除後の取組については、国の基本的対処方針に基づき感染対策の緩和が段階的に行われることとなっております。

愛知県におきましては、新規陽性者数、入院患者数、重症者数が着実に減少しているとはいえ決して楽観できる状況ではないことから、県独自の厳重警戒措置へ移行し、知事の判断によりまして飲食店への営業時間短縮要請など独自の対策が行われることとなっております。本町におきましては、直近の10日間の新規感染者数は3人となっております。数字上は落ち着きつつあります。しかしながら、第5波の収束、秋・冬のリバウンド、第6波の襲来等を見据えた対策を進めていく必要があります。今後につきましては、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図りながら、ワクチン接種を推進してまいります。

このワクチン接種につきましては、昨日、29日です、12歳から15歳の方への接種券を発送いたしました。現在は、町内公共施設での接種、そして岡崎市内での4病院での接種のほかに、特に大規模接種会場であります藤田医科大学岡崎医療センターでは予約なしで打てる環境も整っておりますことから、これらの啓発に努めまして、希望される全ての皆様の接種を進めてまいりたいと思っております。

また、さきの菅首相の記者会見では、3回目のワクチン接種につきまして年内にも開始できるよう準備を進めると表明されております。今後の動向を注視し、遅れることなく接種体制を確保してまいりたいと思っております。

そのほか段階的な行動制限の緩和に係る国及び県の対応を注視しながら、町民の皆様の安全な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻すための対策についても検討してまいります。なお、当面の対応といたしまして、明日の10月1日ではありますが、町におきます対策本部会議におきまして、地区集会施設の再開、今後の感染対策等について協議をし決定をしてみたいと思っております。議員の皆様方におかれましては、これまでと同様、基本的な感染防止対策の徹底をしていただき、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、一日一日と秋の深まりを迎えるところでございます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

長期間にわたり、ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございました。

理事者各位におかれましては、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いいたします。

これにて散会といたします。

散会 午前10時58分

○議長（足立初雄君） なお、ここで、1点連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前11時10分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。大変御苦勞さまでした。